

## 国際交流事業助成金交付要綱

特定非営利活動法人西条市国際交流協会

(目的)

第1条 特定非営利活動法人西条市国際交流協会（以下「協会」という。）は、西条市の国際化を推進するため、協会の会員が主体的に行う国際交流事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象団体等)

第2条 この助成金の交付対象となるものは、協会の会員とする。ただし、海外来訪者受入助成事業については、ホストファミリー・ボランティア登録者も対象とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際交流活動等事業
- (2) 友好都市等市民交流事業
- (3) 海外来訪者受入事業
- (4) 西条市内日本語教室事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 資金供与のみの事業
- (2) 国、県その他の団体から助成を受けている事業
- (3) その他協会の助成事業としてふさわしくないと特定非営利活動法人西条市国際交流協会会長（以下「会長」という）が認める事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、前条の助成対象事業に要する経費とする。ただし、助成対象団体等が参加者負担金等を徴する場合は、総額から当該参加者負担金等の収入を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。これらの経費を委託料とする場合も、同様とする。

- (1) 補助金又は負担金
- (2) 飲食費
- (3) 他の用途に転用可能な物品
- (4) 積立金及び預金
- (5) 助成対象団体の通常運営に要する経常的な経費
- (6) その他不適当と認められるもの

(助成金の交付基準)

第5条 助成金の交付基準は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 この要綱の適用を受けて助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。募集期間は前年度の3月1日～3月15日とし必要に応じて追加募集を行う、特に会長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。ただし、申請団体の年間運営費補助等、年度によって内容に大きな変化のないものに関して、一度交付を決定したものについては年度ごとの審査は省略することができる。ただし、会長が審査を必要と認める場合はこの限りではない。

(予算との関係)

第8条 前条の交付決定を行うときは、予算の範囲内でこれを行うものとする。

(交付の条件)

第9条 助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、指示又は条件を付する。

(変更、中止、廃止)

第10条 申請者は、助成事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更(中止・廃止)申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

(決定の通知)

第11条 会長は、助成金の交付を決定したときは、決定通知書(様式第5号)によりその決定の内容、これに指示又は条件を付した場合は、その指示又は条件を申請者に通知する。

2 前条に規定する変更、中止又は廃止の申請に対する決定をしたときは、変更にあつては決定通知書(様式第5号の2)により、中止又は廃止にあつては決定通知書(様式第5号の3)により申請者に通知する。

(届出義務)

第12条 助成金の交付決定を受けたもの(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の着手及び完了に当たっては、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。助成金を受けたもので、当該助成金等が年間運営費補助等である場合は事業着手届(様式第6号)

及び事業完了届（様式第7号）の提出は不要とする。

- (1) 事業着手届(様式第6号)
- (2) 事業完了届(様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類  
(助成金の交付時期及び方法)

第13条 助成金の交付時期は、助成事業が申請どおり完了したことを調査確認した後とする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

3 前項の請求書により助成金を支出するときは、第1項の確認をした事業確認書(様式第9号)を添付しなければならない。

(実績報告)

第14条 助成金の交付を受けたもののうち、友好都市等市民交流事業と海外来訪者受入事業は事業完了後速やかに、その他の事業については3月10日までに事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、特に会長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類  
(事務処理の特例)

第15条 特に必要があると認める助成金については、第13条の規定にかかわらず第11条の決定通知を受けて直ちに助成金の交付請求及び交付ができるものとする。

(海外来訪者受入事業に係る申請等)

第15条の2 第3条第1項第3号の海外来訪者受入事業に係る第6条、第11条第1項及び第14条の規定の適用については、第6条の規定中「様式第1号」とあるのは「様式第1号の2」と、様式第11条第1項の規定中「様式第5号」とあるのは「様式第5号の4」と、「様式第10号」とあるのは「様式第10号の2」とする。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第16条 助成金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 助成金を目的外に使用したとき。
- (3) 助成事業の施行方法が不適切であると認められるとき。
- (4) 助成事業の実施額がその予算額に比較して減少したとき。
- (5) 正当な理由がなく調査を拒み、又は届出若しくは報告を怠ったとき。
- (6) 助成事業の執行について、不正の行為が認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が不適当であると認めたとき。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、助成金の当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第18条 助成事業者は、助成事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

(調査等)

第19条 会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は関係帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 国際交流活動等事業

対象団体	対象事業	助成率、助成額等
団体会員又は5人以上の個人(学生)会員で組織するグループ	団体又はグループが自主的かつ主体的に企画し、実施する国際交流活動を推進するための事業	助成対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、100,000円を限度とする。

2 友好都市等市民交流事業

対象団体	対象事業	助成率、助成額等
団体会員又は5人以上の個人(学生)会員で組織するグループ	スポーツ又は文化活動を通じた国際友好親善を促進することを目的とした海外訪問等交流事業	団体又はグループの構成員1人当たり30,000円を限度とし、一団体又はグループ300,000円を限度とする。同一又は実質的に同一と認められる団体又はグループについては、2年に1度の助成とする。

3 海外来訪者受入事業

対象者	対象事業	助成率、助成額等
海外来訪者受入家庭	ホームステイを希望する外国人を受け入れる家庭に対する支援事業	1家庭1人1日1,000円30日を限度とする。

4 西条市内日本語教室事業

対象者	対象事業	助成率、助成額等
団体会員又は3人以上の個人(学生)会員で組織するグループ	在留外国人を対象とした日本語教室の運営に対する支援事業	助成対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、50,000円を限度とする。

様式第1号(第6条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住所(所在)  
(名称)  
(代表者)氏名

印

年度において下記のとおり、  
いので助成金の交付申請をします。

事業を実施した

記

助成申請額					円
事業名					
事業の目的					
助成事業に要する経費	予算総額	財源内訳			
		協会助成金	自己資金	その他	計
	円	円	円	円	円
着手・完了予定年月日	着手	年	月	日	完了 年 月 日
その他特記事項					

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他必要と認めるもの
  - (1) 会員(構成員)の名簿
  - (2) その他指示する資料

様式第1号の2（第6条関係）

助成金交付申請書  
（海外来訪者受入事業）

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住所（所在）  
（名称）  
（代表者）氏名 ⑩

海外来訪者受入事業を実施したいので助成金の交付申請をします。

記

助成申請額	円
ホームステイの期間	年 月 日 ～ 年 月 日
滞在者	氏名 出身国 その他

## 事業計画書

団体名等		構成員の数	
代表者	氏名		
	住所		
	連絡先		
事業の目的	（事業の実施に至った経緯及び背景と事業の目的を記載してください。）		
事業の内容	時期	（事業の対象、受益者、実施場所、実施方法などを具体的に記載してください。）	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業の効果	（事業の実施によって期待される効果を記載してください。）		



様式第3号(第6条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	補 助 対 象 費 経	補 助 対 象 外 経 費	備 考
	円	円	円	
計				

収支予算書添付書類

事業支出内訳書(予算)

区 分	詳 細	金 額
(例)	(例)	
合 計		

様式第4号(第10条関係)

事業変更(中止・廃止)申請書

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住所(所在)  
(名称)  
(代表者)氏名

印

年 月 日付けで助成金の交付決定通知のあった 事業の  
実施については、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので変更(中止・廃止)申請をします。

記

変更前補助申請額	円	増減額	円					
変更後補助申請額	円							
事業名								
変更した事業の内容								
事業費	予算総額	財源内訳						
		協会助成金	自己資金	その他	計			
	(1) 当初	円	円	円	円	円		
(2) 変更後								
変更後の 着手・完了予定年月日	着手	年	月	日	完了	年	月	日
その他特記事項								


様式第5号(第11条関係)

様

助成金交付決定通知書

年 月 日付で助成申請のあった 事業  
に対し、次の条件をつけて、 年度において助成金 円を交付します。

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会 会長 

条件

- 1 この助成金は、本助成事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 事業完了後、規定の期日までに実績報告書を提出すること。
- 3 この助成事業は、会長が調査することがある。
- 4 本協会国際交流事業助成金交付要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 4により取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。


様式第5号の2(第11条関係)

様

助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 事業  
に対し、申請のとおり承認し、次の条件を付けて、 年度において助成金 円を  
助成金 円に変更交付します。

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会 会長 

条件

- 1 この助成金は、本助成事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 事業完了後、規程の期日までに実績報告書を提出すること。
- 3 この助成事業は、会長が調査することがある。
- 4 西条市国際交流協会国際交流事業助成金交付要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 4により取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第5号の3(第11条関係)

様

助成金中止・廃止決定通知書

年 月 日付で中止(廃止)申請のあった  
に対し、申請のとおり承認します。

事業

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会 会長

印

様式第5号の4（第11条関係）

様

助成金交付決定通知書  
(海外来訪者受入事業)

年 月 日付けで助成申請のあった海外来訪者の受入助成事業に対し、次の条件をつけて、年度において助成金 円を交付します。

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会 会長



条件

- 1 この助成金は、本助成事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 事業完了後速やかに実績報告書を提出すること。
- 3 この助成事業は、会長が調査することがある。
- 4 本協会国際交流事業助成金交付要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 4により取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第6号(第12条関係)

事業着手届

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住所(所在)  
(名称)  
(代表者)氏名

印

次のとおり助成事業に着手したので、届け出ます。

記

事業名	
交付決定年月日	年 月 日
事業の期間	年 月 日～ 年 月 日
着手年月日	年 月 日



様式第7号(第12条関係)

事業完了届

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住所(所在)  
(名称)  
(代表者)氏名

㊟

次のとおり助成事業が完了したので届け出ます。

事業名				
交付決定年月日	年 月 日			
事業の期間	年 月 日～ 年 月 日			
完了年月日	年 月 日			
決算額	協会助成金	自己資金	その他	計
	円	円	円	円

様式第 8 号(第 13 条関係)

請 求 書

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住 所(所 在)  
(名 称)  
(代表者)氏名

印

請求額 \_\_\_\_\_ 円

上記金額を 年 月 日付で交付決定通知のあった  
の助成金として請求します。

事業

[ 口 座 ]

指定口座	金融機関名	店 名	口座種別			口座番号				
			1 普通	2 当座	3 その他					
ゆうちょ以外の 金融機関	銀行 農協 信金 ( )	支 店 支 所 出張所 ( )								
ゆうちょ銀行		通帳番号			通帳記号(右詰で記入)					
		1			0	の				1

口座名義	( カ ナ )																		
	口座名義																		

様式第9号(第13条関係)

事業確認書

年 月 日

確認者 所属・職名  
氏 名

印

年 月 日付けで助成金の交付決定通知をした  
は、申請書どおり事業を行い完了したことを確認します。

事業

様式第 10 号(第 14 条関係)

事業実績報告書

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 殿

住所(所在)  
(名称)  
(代表者)氏名

印

年度において助成金の交付を受けた  
次のとおり関係書類を添えて実績報告をします。

事業について、

記

助成金額					円			
事業名								
事業費	決算総額	財源内訳						
		協会助成金	自己資金	その他	計			
	円	円	円	円	円			
着手・完了年月日	着手	年	月	日	完了	年	月	日
事業等の効果								
その他特記事項								

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他参考となる資料

様式第 10 号の 2 (第 14 条関係)

事業実績報告書  
(海外来訪者受入事業)

年 月 日

特定非営利活動法人西条市国際交流協会  
会長 様

住所(所在)  
(名称)  
(代表者) 氏名 ⑩

年度において助成金の交付を受けた、海外来訪者受入事業について、次のとおり関係書類を添えて実績報告をします。

記

助成金交付決定額	円
ホームステイの期間	年 月 日 ~ 年 月 日
滞在者	氏名 出身国 その他

添付書類 参考となる資料

## 事業報告書

団体名等			構成員の数	
代表者	氏名			
	住所			
	連絡先			
事業の内容	時期	(事業の対象、受益者、実施場所、実施方法などを具体的に記載してください。)		
事業実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事業の効果	(事業の実施によって得られた効果を記載してください。)			

様式第 12 号(第 14 条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
		円	
計			

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 外 経 費	備 考
		円	円	円	
計					

収支決算書添付書類

事業支出内訳書(決算)

区 分	詳 細	金 額
(例)	(例)	
合 計		